

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年1月5日認可した。

平成23年1月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）木ノ井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）大栗屋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西甲座下股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大貝地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）地蔵股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）塚狭股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）苗田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）柿木股地区